

事故証明書交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防業務上取り扱った火災以外の事故に関する証明書の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(事故証明書)

第2条 事故証明書（第1号様式）は、火災の原因及び損害の調査に関する規程第6条に規定する火災以外の事故についての被害の程度を証明するものをいう。

(証明書の交付責任者)

第3条 証明書の交付等は、申請を受理した消防署長が行う。

(交付対象者)

第4条 事故証明書の交付対象者は、当該事故の発生した物件の所有者、管理者、占有者、担保権者及び保険金受取人並びにこれらの親族その他署長が適当と認める者（以下「関係者」という。）とする。

(交付申請)

第5条 事故証明書の交付申請は、事故証明書交付申請書（第2号様式）（以下「申請書」という。）を関係者自ら提出させて行なうこと。ただし、官公署から請求があった場合は、この限りでない。

- 2 関係者自らが提出できない場合は、委任状により代理人にさせることができる。
- 3 委任状は、第3号様式のほか委任者、代理人及び委任内容を明記した任意の様式を使用することができる。

(事故証明書の交付)

第6条 消防署長は、第5条により交付申請があった場合は、申請について適当と認めたものに対し事故証明書を交付する。

- 2 交付事務に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事故証明書の交付番号及び交付通数は、事故証明書交付簿（第4号様式）により管理する。
 - (2) 交付する事故証明書は、写しを保管する。ただし、同一人に同一内容の事故証明書を2通以上交付する場合は、交付通数を明らかにして、そのうちの1通の写しを保管する。
 - (3) 申請書の提出があったときは、運転免許証、保険証等の提示を求め、申請者又は代理人を確認する。ただし、他の方法で確認できる場合は上記によらないことができる。

(証明事項)

第7条 事故証明書の証明事項は、事実を確認した記録又は確実な証拠により立証できるもので、次に掲げるとおりとする。

- (1) 証明範囲は申請者の権利に属する物件とする。ただし、官公署から必要な理由を付して請求があった場合はこの限りではない。
- (2) 発生の日時及び場所並びに物件及び損害程度の記載のみにとどめる。
- (3) 調査中のものにあつては、確認が得られた事項についてのみ証明する。

(手数料)

第8条 交付に係る手数料は、手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）に定めるところによる。

附 則（平成18年10月20日豊消警第43号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日豊消警第４１６号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（令和元年９月３０日豊消警第２５２号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（令和５年４月１日豊消警第８８７号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

豊消 証事第 号	
事故 証 明 書	
申請者	住 所 氏 名
発生日時	年 月 日 時 分頃
発生場所	
物件 損害程度	
付記事項	
上記のとおり証明します。 年 (年) 月 日 豊中市 消防署長	

事故証明書交付申請書				
年 月 日				
豊中市 消防署長 様				
発生年月日	年 月 日			
発生場所				
申請者	法人名 ※法人の場合		物件との関係	☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他
	代表者役職名 ※法人の場合			
	氏名			
	住所			
	電話番号			
代理人 ※申請者本人でない場合	氏名		申請者との関係	☐ 配偶者 ☐ 従業員 ☐ 同居親族 ☐ その他 ☐ 血族 2 親等
	住所			
	電話番号			
必要通数	通		提出先	☐ 保険会社 ☐ その他 ☐ 公的機関

消防使用欄（以下は記入しないでください）					
本人確認	☐ 運転免許証	☐ その他	委任状	☐ 要	受付印
	☐ 健康保険証	()		☐ 不要	
交付番号					
備考					

決裁欄					領収印	
					納付額	

第3号様式

委任状（事故証明書交付申請用）

豊中市 消防署長 様

事故証明書の交付申請及び受領に関する権限を、下記の者に委任します。

代理人 住所 _____
(頼まれた人) 氏名 _____

年 月 日

委任者 住所 _____
(頼んだ人) 氏名（自筆） _____

交付 番号	災害 種別	局番号	発生年月日	申請者	区分	交付 通数	累計 通数	担当者	確認者
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				
	☐ 警戒 ☐ 救助 ☐ 他				☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他				